

香芝・王寺環境施設組合議会

第3回(定例会)

会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

令和6年第3回香芝・王寺環境施設組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和6年10月3日
- 2 招集場所 香芝・王寺環境施設組合5階研修室
- 3 出席議員 8名
 - 1番 中 井 一 喜
 - 2番 中 川 義 弘
 - 3番 幡 野 美智子
 - 4番 沖 優 子
 - 5番 川 田 裕
 - 6番 河 杉 博 之
 - 7番 下 村 佳 史
 - 8番 中 谷 一 輝
- 4 欠席議員 なし
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 三 橋 和 史

副管理者 平 井 康 之

事務局長 細 川 圭 司

事務局次長 増 田 勝 久

6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局主幹 河 口 大 輔

7 会議の事件は、次のとおりである。

1 認第1号 令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会
計歳入歳出決算書の認定について

8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

2番 中 川 義 弘

5番 川 田 裕

9 開会 午前10時00分

(議長 下村佳史) それでは、定刻よりも少し早いんですが、皆さんおそろいのようなようですので、ただいまから香芝・王寺環境施設組合第3回定例会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、本日が新施設での初めての組合議会開会となりますことから記念の写真撮影を行わせていただきたいと思います。皆さん、自席にて着座のままで結構でございます。理事者席側からと議長席側からの撮影を行いますので、カメラのほうを向いていただくようよろしくお願いいたします。

なお、傍聴席の方で写り込みの嫌な方はご退席をお願いいたします。

それでは、事務局、撮影をお願いいたします。

(写真撮影)

(議長 下村佳史) ご協力ありがとうございました。お直りください。

それでは、皆さんよろしいでしょうか。

改めまして皆さんおはようございます。

本日、香芝・王寺環境施設組合議会告示第4号をもって第3回定例会を招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、出席賜り、誠にありがとうございます。

本日の案件となっております議案につきまして慎重にご審議をいただきまして本会議がスムーズに運営できますようご協力のほどよろしくをお願いいたします。

議員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様方をお願いいたします。

携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにさせていただきますようよろしくをお願いいたします。

また、傍聴規則第8条により写真、録音等が禁止されております。

本日の本会議につきましては、質疑の回数を3回までいたします。

また、ご発言の際には手持ちのマイクをお持ちいただきますようよろしくお願いいたします。お持ちいただきましたらマイクをオンにし、ご発言を終えられましたらオフにして次の方にお渡しくください。

なお、マイクは音響設備の関係で人数分の本数がございません。各テーブルに1本ずつとなっておりますので、お手数をおかけいたしますが、同じテーブル内で手渡しにて共有いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、管理者より招集の挨拶をお願いいたします。

三橋管理者。

(管理者 三橋和史) 本日は香芝・王寺環境施設組合議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃から当組合運営に当たりまして格別のご支援とご協力を賜っておりますことにつきましても重ねて御礼申し上げます。

さて、本日、理事者側から提出いたしました案件につきましては、令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についての議案1件でございます。何とぞ慎重なご審議を賜りまして原案認定賜りますようお願い申し上げます。まして開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(議長 下村佳史) ありがとうございます。

ただいま出席議員は8名でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより令和6年度第3回定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきまして、お手元に配付しております議事日程のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 下村佳史) 異議がないようでございますので、お手元の日程どおり本日の議事日程とすることに決めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長において2番中川義弘議員、5番川田裕議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 下村佳史) 異議がないようでございますので、本定例会の会期は本日1日といたします。

日程第3、認第1号令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この件につきましては、決算認定でございますので、代表監査委員の近藤監査委員にご出席いただいております。

事務局、議案の朗読をお願いいたします。

はい、高垣会計管理者。

(会計管理者 高垣和寛) ただいま提案になりました認第1号令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由説明を申し上げます。

まず、決算書の13ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額におきましては78億6,497万8,000円、歳出総額は78億486万6,000円となりまして、歳入歳出差引き額におきましては6,011万2,000円でございます。翌年度に繰越しすべき財源におきましては繰越明許費繰越額570万円で差し引いた実質収支額におきましては5,441万2,000円となっております。

次に、14、15ページをお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書によりましてご説明のほうさせていただきます。

まず、歳入でございます。

款1分担金及び負担金では収入済額5億3,382万4,161円となっておりまして、構成比は6.8%で、対前年度比10.8%の減でございました。内訳といたしまして香芝市が3億6,714万円、王寺町が1億6,668万4,161円となっておりまして。

次に、款2使用料及び手数料では収入済額1億2,227万9,939円となっておりまして、構成比は1.6%、対前年度比で2.2%の減となっております。内訳といたしまして事業系許可業者のごみ処理手数料や自己搬入手数料などでございました。

款3国庫支出金では収入済額27億6,934万4,000円で、構成比は35.2%、対前年度比で128.1%の増となっております。内訳といたしましては、循環型社会形成推進交付金、16、17ページをお願いいたします、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金となっております。

款4、繰越金では収入済額5,460万9,847円となっておりまして、構成比は0.7%、対前年度比で62.7%の増となっております。前年度からの繰越金でございました。

次に、款5諸収入でございます。収入済額4,492万384円となつてございまして、構成比は0.6%、対前年度比で17.6%の減となつてございました。アルミ等の売却代金でございます。

款6組合債では収入済額43億4,000万円で、構成比は55.2%となつてございまして、対前年度比で56.0%の増となつてございました。内訳といたしましては一般廃棄物市町村振興資金貸付金でございました。

以上、歳入合計におきましては予算現額78億6,412万5,000円に対しまして収入済額は78億6,497万8,331円となつてございまして、執行率は100%でございました。

なお、対前年度比におきましては30億5,818万570円の増となつてございまして、63.6%の増でございました。

次に、歳出に移らせていただきます。

18、19ページをお願いいたします。

款1議会費では支出済額45万3,665円となつてございまして、構成比はほぼ0.0%で、対前年度比は6.0%の減でございました。内容といたしましては議員報酬費などでございます。

次に、款2総務費では支出済額6,892万717円とな

ってございまして、構成比は0.9%、対前年度比で4.0%の増でございます。内容といたしましては、項1総務管理費、目1一般管理費で職員手当や、次のページをお願いいたします、使用料及び賃借料でシステム借上料などございました。

22、23ページをお願いいたします。

項2監査委員費では委員報酬でございます。

次に、款3施設費でございます。支出済額76億6,749万5,042円となっておりまして、構成比は98.2%、対前年度比で65.0%の増でございます。内容といたしましては、項1施設費、目1塵芥処理費として、24、25ページをお願いいたします、委託料でゴミ処理業務委託料、工事請負費で一般廃物処理施設整備工事などございました。

26、27ページをお願いいたします。

款4公債費では支出済額6,799万6,463円となっておりまして、構成比は0.9%、対前年度比で74.6%の増でございます。地方債元金償還金や地方債利子でございました。

以上、歳出合計におきましては予算現額78億6,412万5,000円に対しまして支出済額は78億486万5,887円となっておりまして、執行率は99.2%でござ

いました。

なお、対前年度比におきましては30億5,267万7,973円の増で64.2%の増でございました。

次に、28、29ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。1の公有財産、2の物品につきましては決算年度中の増減はございませんでした。

以上が令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の提案理由説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、原案認定賜りますようよろしくお願いいたします。

(議長 下村佳史) ありがとうございます。

続きまして、代表監査委員の近藤監査委員より決算審査の結果についてご報告させていただきます。

近藤監査委員。

(監査委員 近藤洋) それでは、令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算審査の報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の審査を終えたので、その結果について下記のとおり報告する。

1. 審査対象、令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会

計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。

2. 審査の方法、管理者から付された歳入歳出決算書及び附属書類並びに関係諸帳簿等の審査、照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況について検討し、あわせて必要に応じて事務局からの説明を聴取して審査の正確を期した。

3. 審査の結果、審査に付された歳入歳出決算書及び附属書類は関係法令の諸規定に準拠して作成されており、諸帳簿及び証憑書類と照合点検したところ、計数は正確であると認められた。

なお、組合では平成30年10月に着工した新ごみ処理施設建設工事が令和6年8月末日をもって竣工されました。今後は長期間の民間委託、特別目的会社による運営となることから、その内容を精査した上で適法適正な執行に努められたい。

以上で報告を終わります。

(議長 下村佳史) ありがとうございました。

ここで近藤監査委員さんにはご退席をいただきます。

大変お忙しい中、ご出席いただきましたこと、心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

(近藤監査委員 退席)

(議長 下村佳史) これより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言願います。

川田祐議員。

(議員 川田裕) じゃ、よろしくお願ひします。

まず、国庫支出金、14ページからお聞きをしたいんですが、循環型社会形成推進交付金、そして二酸化炭素排出抑制対策事業交付金、両方合わせまして約30億円弱ということであるんですが、これ新設の焼却場もできたということから、今後この国庫支出のこの額の推移というのはどのようになっっていく見通しなんですか。

(議長 下村佳史) 細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) ご質問ありがとうございます。

国庫補助の推移につきましては、令和8年度、9年度に解体工事を行います。それと令和10年度、11年度にかけては解体工事した後のストックヤードの整備を行う予定です。それらの事業に伴いまして国庫補助を採択する予定でございます。

以上です。

(議長 下村佳史) 川田議員。

(議員 川田裕) これ歳出のところで聞こう思ってたんですが、これが令和8年、9年が除却作業ということですか、8年度に除却、旧施設の除却をするということですね。これにつき

まして、これも新設を建ててるということからいわゆる交付税対象にもこれなると思うんですけども、そのあたりの見通しはいかがですか。

(議長 下村佳史) 暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 下村佳史) 休憩を解いて再開いたします。

細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) 先ほど解体の事業について、令和8年度、9年度と申し上げましたが、令和7年度、8年度で解体工事を行います。そして、令和9年度、10年度でストックヤードの整備を行います。申し訳ございません。訂正させていただきます。

それと、交付税の措置ですが、一般廃棄物処理事業債、そちらのほうも活用したいと思いますので、それに対して交付税措置はございます。

以上です。

(議長 下村佳史) 川田議員。

(議員 川田裕) ちょっと規定が若干環境省のほうから出されているものも変わりましたが、他の組合ですね、組合が計画してるのはその変わる前であったことから、いわゆる今プラ

ストック、いろんなものの締めつけも結構きついですけど、ゼロカーボンということで、だけどその辺は何とかこの組合はそこまでは締めつけられないということで、それも交付税対象になるということは環境省へ行って聞いてきたんですけど、ただ、今後、これストックヤードを建てて除却もこれお金も交付税措置もついてきます。ですが、今後返していく公債費がかなり上がってくるということと、それと今後予定されている、そのストックヤードを建てたりとか、そういったものも費用かさんでくるわけですね。その辺の公債費の推移というのは今どのように見通しされてますか。今だったら約50億円ぐらいですか、それ上がってきますよね、公債費のところですよ。大体そのあたりの見通しというのは今どのように持っておられるか、ご説明をお願いします。

(議長 下村佳史) 細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) 今、川田議員のほうから公債費のご質問がございましたが、もちろん公債費が上がってきます。また、もちろん分担金も増えてまいります。それで、予想される分担金の推移、ちょっとシミュレーションしてみましたら、令和12年から15年の期間で単年度当たり、約1億3,000万円が想定されます。それが主に起債とか竣工資金に係る償還金となっております。

以上です。

(議長 下村佳史) 川田議員。

(議員 川田裕) 11億3,000万円ぐらいが増えるという意味ですか。

(議長 下村佳史) 細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) 単年度当たりの分担金が11億3,000万円になるということでございます。

(議長 下村佳史) 川田議員。

(議員 川田裕) ということは分担金が約2倍以上に一時期ですけどなってくるということですよ。これかなりの各構成団体においても負担が厳しいといえは厳しいんですけど、これを償還していかなければいけないということでもあります。一度シミュレーションね、起債の償還していく額というのは大体決まってると思いますので、大体ちょっとグラフ的なものをつくって、また提出をいただきたいとお願いをしておきます。

以上です。

(議長 下村佳史) ほかにございませんか。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言をお願いいたします。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

中井議員。

(議員 中井一喜) 令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について反対の意見を申し上げます。

この決算に含まれています地元対策関連事業償還金は、香芝市が整備した市の公共施設である香芝市地域交流センター及び尼寺自治会内の市道に係る費用です。また、下水道新設工事負担金は香芝市の公共下水道に係る費用であります。これらの香芝市の公共施設の整備は香芝・王寺環境施設組合規約第3条で定める共同処理する事務に該当しないものであり、香芝・王寺環境施設組合の事務ではなく、また組合構成団体である王寺町の合意も得ていません。歳入においても地元対策関連事業償還金及び下水道新設工事負担金の財源として組合分担金精算による王寺町への返還金から差し引いて収入されていますが、王寺町の合意を得ることなく行われました。特に地元対策関連事業償還金については組合の構成団体である王寺町が組合を被告として奈良地方裁判所に提訴した債務不存在確認及び分担金返還請求訴訟の係争中に行われたものであります。組合はこれらのことを令和3年10月27日開催の組合議会定例会において王寺町選出組合議員が継続審議を訴える中、香芝市選出組合議員の動議により可決され

た香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を根拠に香芝市との間で締結した覚書と協議書により行っていますが、そもそも香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例は地方自治法第286条第1項に規定された地方公共団体間の協議、知事の許可を得るなどの手続によらずに組合規約の内容を実質的に変更するものであり、その制定手続において地方自治法に違反しています。以上述べてきたことは前香芝市長である前任の組合管理者の下で行われたものではありませんが、王寺町議会から選出された組合議員として到底認めることはできません。

以上の理由から、令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については反対いたします。

以上でございます。

(議長 下村佳史) 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

川田議員。

(議員 川田裕) 令和5年度香芝・王寺環境施設組合の歳入歳出決算について賛成の立場から発言いたします。

今、反対討論でもご主張があったんですが、そもそもこれ規約の第3条による規定の共同事務とするところにあるというのが今いわゆる係争している争点になっております。その係争中の中身につきましても11月12日に判決が地方裁の

ほうから行われるということで、その事務書面等の内容から鑑みましても、今ご指摘、ご主張がございました条例というものについては何ら今それが争点にはなっていないということでもあります。要はこの規約第3条の共同の事務、いわゆる事務の帰属が組合にあるのか、それとも香芝市にあるのかというところが問題点でございまして、事務帰属、これ焼却場の建設ということもございまして当然に係る事務というのは我々の主張としては組合がその事務を担当すると、共同事務でしているということから、構成団体にそれが押しつけられるものではないと、あくまでも規約に従って全部負担割合を決めてそこから支出をするものであるというのが我々の主張であります。よって、この決算につきましては適正に行われているということから賛成の討論といたします。

以上です。

(議長 下村佳史) ほかに討論ございませんか。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) これをもって討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求め

ます。

(賛成者起立)

(議長 下村佳史) ご着席ください。

賛成少数と認め、認第1号につきましては不認定といたします。

これをもって第3回定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたします。

皆様のご協力によりまして議事が滞りなく進行できましたこと、心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、管理者、閉会の挨拶をお願いいたします。

三橋管理者。

(管理者 三橋和史) 本日は議員の皆様方にはご多忙の中、定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございました。また、本日の案件につきまして議員の皆様には慎重なご審議をいただきまして厚く御礼を申し上げます。ご審議の中でいただきましたご意見を真摯に受け止め、今後も地域の生活環境に配慮し、円滑で安全・安心な施設運営を行ってまいりたいと考えております。

また、当組合において構成団体を含めまして生じております訴訟も含めた紛争につきましては適切な内容で市民の皆様、また町民の皆様のご理解を得られるような内容で早期の解決を図ってまいりたいと考えているところでございます。

議員の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(議長 下村佳史) これをもって令和6年香芝・王寺環境施設組合第3回定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時30分

以上、会議の顛末を記載し、その事実相違ないことを証し署名する。

令和6年10月3日

香芝・王寺環境施設組合議会

議 長

署名議員

署名議員